

日進香久山西部 区画整理組合だより

第 1 号
平成30年1月

発行：日進香久山西部土地区画整理組合

今号の内容

- ・ はじめに
- ・ 役員の紹介
- ・ 総代の就任
- ・ 今後の主な予定
- ・ 施行区域
- ・ 組合事務所開設のご案内
- ・ 組合からのお願い

はじめに

新春の候、地権者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
このたび『日進香久山西部区画整理組合だより』第1号を発行するにあたりまして一言
ご挨拶させていただきます。

平成29年8月22日に愛知県知事より組合設立の認可をいただき、平成29年9月16
日、梅森公民館にて第1回総会を開催し、組合を運営するための役員が選任されました。
また、諸規程の制定、平成29年度収入支出予算、借入金及び預入金融機関の指定等につ
いての議決をいただきました。

平成29年11月30日には総代選挙を行い、定数24名の総代が決まりました。これ
を受け、12月23日に第1回総代会を開催し、定款の変更（組合の住所変更）について
原案通りご承認いただきました。

今年の予定としては、基準点測量実施後、設計図を基に街区確定測量を進めていきます。
また、平成31年度に仮換地指定を予定していますので、それに向けて換地設計や土地評
価等の作業を行ってまいります。また、換地設計を行うにあたり皆様方より土地利用に関
するアンケートの実施及び個別相談等を設け、換地設計のために参考にさせていただき
たいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

今後、事業の執行にあたりましては、組合員皆様のご意見を頂き、役員一同、効率の良
い公平な事業運営に努めてまいりますので、組合員の皆様方のより一層のご
理解、ご協力をお願い申し上げます。



日進香久山西部土地区画整理組合
理事長 山田 隆夫

役員紹介

平成29年9月16日の第1回総会において、下記の役員が選任されました。総会後の役員会において各担当が決まりましたのでご報告します。

理事長	山田 隆夫	
副理事長	祖父江 勉	
〃	横井 宏	
理事	伊藤 修	庶務・会計担当
〃	伊藤 勝平	設計・工事担当
〃	伊藤 孝之	換地・移転補償担当
〃	伊藤 良二	設計・工事担当
〃	今井 由一	換地・移転補償担当
〃	加藤 清	換地・移転補償担当
監事	加藤 いつゑ	
〃	河合 敬一	
〃	草野 勝彦	



【第1回総会】



【第1回総代会】

総代の就任

平成29年11月30日の総代選挙が執り行われ、12月8日付にて、下記の総代24名の就任が確定しましたので、ご報告します。

伊藤 和仁	伊藤 勝弘	伊藤 澄人	伊東 利	伊藤 敏之
伊藤 宏	伊東 文雄	伊東 幸仁	伊藤 義孝	今井 兼治
大橋 八千代	加藤 智美	小林 順子	佐高 正直	鈴木 久
鈴木 博貴	祖父江 誠一	山口 紀子	山田 和利	横井 和夫
横井 茂樹	横井 茂	横井 孝幸	横井 敏彦	

(五十音順・敬称略)

今後の主な予定

平成30年1月頃より	区画整理測量を進めていきます。
平成30年4月頃より	仮換地指定に向けての準備を進めていきます。

施行区域

【 施行面積 : 18.05ha 】



【 現 況 】



【 計画図 】

組合からのお願い

* 所有権移転等をされた方へ

売買、相続等により土地の所有権を移転された方は、その土地の『全部事項証明書（写し可）』をご提出ください。また、土地の名義を単独から共有へ、或いは共有から単独にされたとき、土地の合筆、分筆等をされたときも、その土地の『全部事項証明書（写し可）』をご提出ください。

* 転居等によりご住所を変更された方へ

転居等によりご住所を変更された方は、新しい住所を記載したものを、組合事務所までご提出ください。通知等を新住所へご送付します。

* 建築等の規制について（土地区画整理法第76条）

土地区画整理区域内で、建物の建築、工作物の設置及び土地の造成等の行為は、規制されています。これらの行為を計画される場合は、事前に組合事務所までお問い合わせください。

組合事務所開設のご案内

組合事務所を開設しましたので、ご案内申し上げます。

住所 日進市梅森町新田135番地623
電話番号 052-680-8875 FAX番号 052-680-8876
開所日時 平成30年3月31日までは都合により、

毎週火・水・木曜日 午前9時から午後3時までとさせていただきます。

(ただし、正午から午後1時までは休務)

休日：金土日月及び祝日並びに組合が休務と定めた日

※平成30年4月1日からは下記のとおり開所する予定です。

開所日時 月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで
(ただし、正午から午後1時までは休務)
休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日(年末・年始・お盆等)



【 組合事務所 】

